

一 会社側ニハ軟派職工ノ吸収保護並ニ之ノカ切出願ニテ
 阻止スル為メ數日前ヨリ梅田倉庫側所出張所)及西野田
 (電線所出張所)ノ二ヶ所ニ出張所ヲ置キル來相
 成績ヲ収メツ、アリレハ既報ノ通ナルカ最早其ノ必要ニ感
 セサルニ至リシモノカ本朝八時兩工場内ニ九記掲示ヲ為
 スト今時ニ一面之ヲ端書ヲ以テ各職工ニ通知スルコトナリ

九記

一 先日未開設ニ居テ梅田西野田ノ兩出張所ハ本二十九日
 限リ開設致シマス先般未ノ回答ニ異議、無キ方ハ明日カラ
 ハ平常ノ通ノ規定ノ時間ニ吉所ハ出勤ナサイ
 (以上午前九時迄ノ状況)

特種第七一四〇號
 大正十年六月二十九日
 大政府知事 池松時和

内務大臣 森次竹之郎 殿
 警視總監 京都 兵庫 神奈川
 愛媛 福岡 佐賀 長門 群島
 愛知 廣島 靜岡 栃木 出雲
 宮城 北海道 各府縣 長官 殿
 大阪地方裁判所 換率 正殿
 住友電線及製鋼兩工場労働會議
 二開スル件

第三十一報

一 既報西區四母具島所森林田舎ニ所研ニ於ケ
 工員友電線製造所及製鋼所ノ兩工場
 工團主任ノ廣説會ハ午前九時半開會